

浜松市環境影響評価条例

あらまし



浜松市環境影響評価条例は、浜松市環境基本条例に定める基本理念にのっとり、生活環境、自然環境及び地球環境の保全と調和のとれた事業の実施を図り、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成28年3月に制定しました。（平成28年10月1日施行）

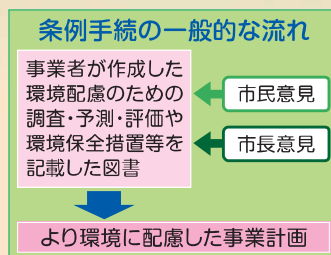


浜松市の環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業の実施にあたり、あらかじめ事業者自らが、現在の環境の状況の調査、事業の実施による環境への影響を予測・評価し、その結果を公表して意見を広く聴いた上で、環境の保全の見地からよりよい事業を行うための手続のことです。

ポイント

- 浜松市環境影響評価条例では、条例に基づく手続を必須とする「第1種事業」と方法書以降の手続の要否を個別に判定する「第2種事業」を定めています。
- 事業の計画段階において、複数の計画案を設定し、既存資料等を用いて環境影響を比較評価して、早期の段階で重大な環境影響の回避・低減を図るため、計画段階配慮（配慮書）手続を導入しています。



いろいろな観点から
事業を検討

必要性

採算性

環境配慮

安全性

B案

A案

C案



調 査

事業の実施による環境への影響を予測・評価するため、事業を実施する区域周辺の環境の現況を把握するために必要な環境情報を**既存資料調査**や**現地調査**等により収集します。

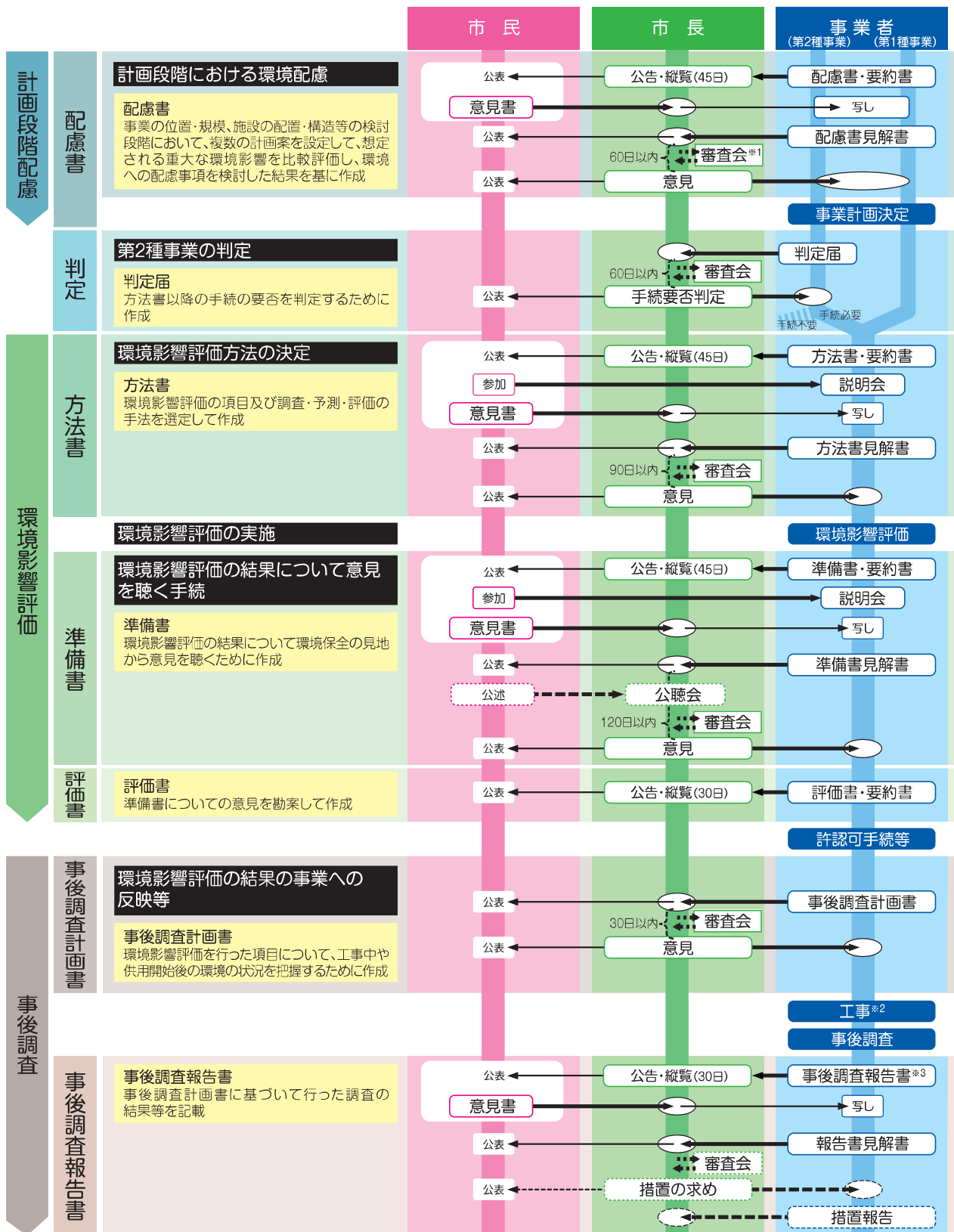
予 測

調査結果を基に、事業に係る工事や供用による環境への影響について、**各種理論に基づく計算、コンピュータや模型によるシミュレーション、類似の事例からの推定**等により予測します。

評 価

予測結果を基に、事業の実施による環境への影響がある場合には、その影響を軽減するための措置を検討し、回避・低減など環境の保全についての配慮が適切になされているか等を評価します。

条例の手続フロー



※1 正式名称は、「浜松市環境影響評価審査会」です。

※2 事業者は、工事着手前に「工事着手届」を、工事完了後に「工事完了届」を市長に提出します。

※3 事後調査報告書の提出時期は、工事開始後から供用時です（複数回提出）。

条例の対象事業・規模要件

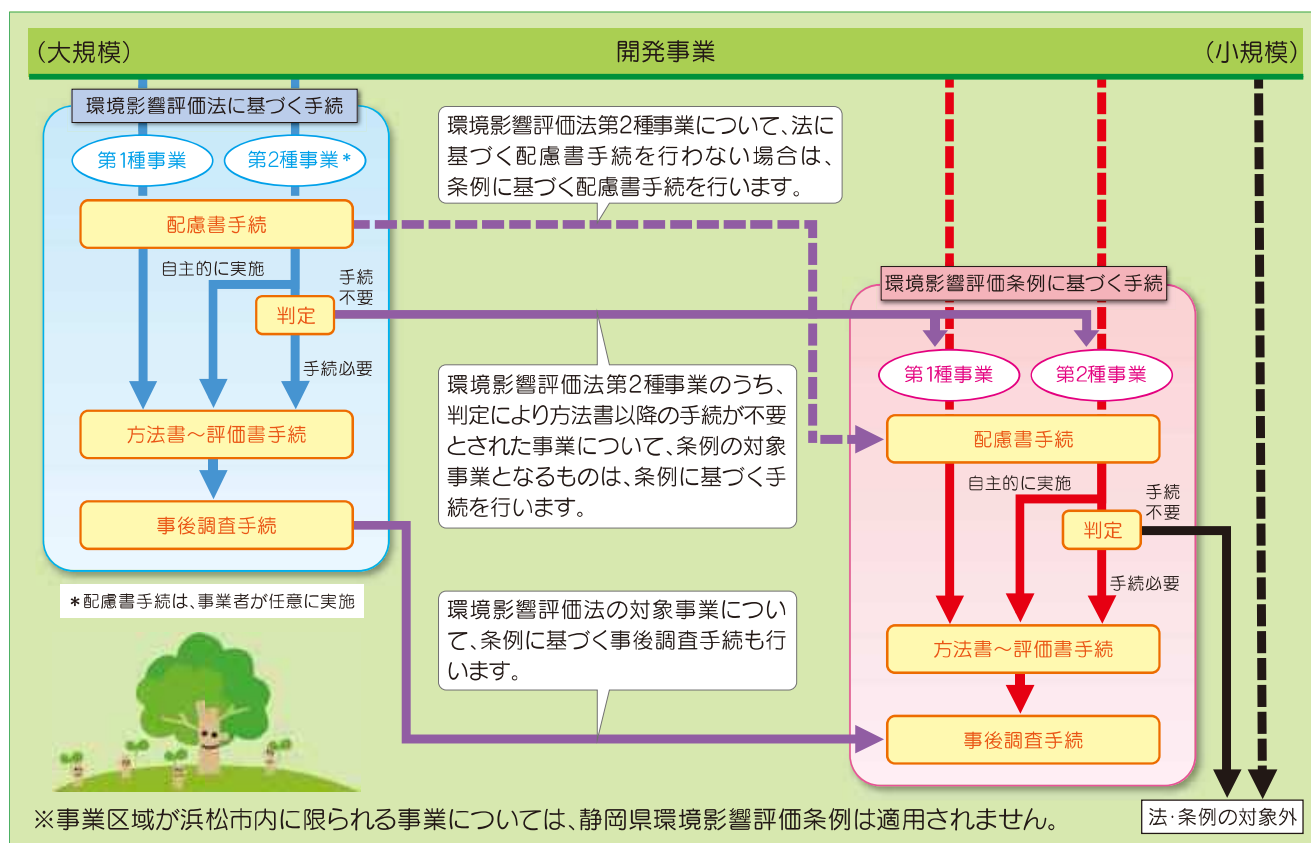
対象事業			浜松市環境影響評価条例			環境影響評価法	
			第1種事業	第2種事業	特定地域 ^{※1}	第1種事業	第2種事業
1	道路の建設	高速自動車国道	－	－	－	すべて	－
		高規格幹線道路	すべて	－	－	－	－
		一般国道等	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上	5ha以上	4車線以上 かつ 長さ10km以上	4車線以上 かつ 長さ7.5km以上
		林道	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上	5ha以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上 かつ 長さ15km以上
2	ダム又は 放水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	5ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	5ha以上	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
		堰	－	－	－	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上
		湖沼開発	－	－	－	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上
3	鉄道の建設	新幹線鉄道	－	－	－	すべて	－
		鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上	5ha以上	長さ10km以上	長さ7.5km以上
4	飛行場の建設		滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上	5ha以上	滑走路長さ2,500m以上	滑走路長さ1,875m以上
5	発電所の建設	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上	5ha以上	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上
		水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上	5ha以上	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上
		地熱発電所	－	－	－	出力1万kW以上	出力7,500kW以上
		原子力発電所	－	－	－	すべて	－
		風力発電所	出力7,500kW以上	出力1,000kW以上	5ha以上	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上
		太陽光発電所	敷地面積50ha以上又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	敷地面積 5ha以上	出力4万kW以上	出力3万kW以上
6	廃棄物処理 施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		ごみ処理施設 (焼却以外)	－	処理能力500t/日以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
		し尿処理施設	処理能力200kl/日以上	処理能力150kl/日以上	5ha以上	－	－
		最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積15ha以上	5ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上
		産業廃棄物焼却施設	処理能力200t/日以上	処理能力150t/日以上	5ha以上	－	－
		産業廃棄物 中間 処理施設 (焼却以外)	－	(破碎) 処理能力1,000t/日以上 (破碎以外) 処理能力500t/日 以上 又は 面積10ha以上	5ha以上	－	－
7	埋立て又は干拓		面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	面積50ha超	面積40ha以上
8	土地区画整理事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
9	新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
10	新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
11	流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
12	住宅団地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
13	工業団地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	面積100ha以上	面積75ha以上
14	農用地の造成		農用地面積100ha以上	農用地面積50ha以上	5ha以上	－	－
15	残土の処分		面積50ha以上	面積25ha以上	5ha以上	－	－
16	土石の採取		面積50ha以上	－	5ha以上	－	－
17	レクリエーション施設用地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	－	－
18	複合開発用地の造成		面積50ha以上	－	5ha以上	－	－
19	下水道終末処理場の建設		敷地面積10ha以上	敷地面積7.5ha以上	5ha以上	－	－
20	工場等の建設		(設置) 排出ガス10万Nm ³ /h以上 (バイオマス20万Nm ³ /h以上) 又は 排出水量1万m ³ /日以上	(変更) 排出ガス10万Nm ³ /h以上 (バイオマス20万Nm ³ /h以上)	－	－	－
21	高層建築物の建設		高さ100m以上 かつ延べ面積5万m ² 以上	－	－	－	－
22	リゾートマンション又は リゾートホテルの建設		延べ面積5万m ² 以上	－	－	－	－
23	その他規則で 定める事業	都市公園の建設	土地の形状の変更面積 100ha以上	土地の形状の変更面積 50ha以上	－	－	－
		河川又は海岸の改変	－	－	5ha以上	－	－

※1 「特定地域」とは、土地の形状を変更する面積が5ha以上の場合、第2種事業として取扱う地域のことです。（太陽光発電所のみ敷地面積で判断）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の「特別保護地区」、自然公園法第20条第1項の「国定公園特別地域」、静岡県立自然公園条例第19条第1項の「県立自然公園特別地域」、静岡県自然環境保全条例第13条第1項の「県立自然環境保全地域特別地区」、都市緑地法第12条第1項の「特別緑地保全地区」を指します。

注) 面積の取扱については対象事業により異なりますので、お問い合わせください。

環境影響評価法と条例の関係



市民の皆様へ

より環境に配慮した事業を実施するためには、市民の皆様からのご意見、情報提供が重要です。この条例の目的をご理解いただき、積極的にご参加ください。

なお、図書や市長意見の内容などは、浜松市ホームページ(下記)でも公表します。

市民参加

意見書の提出

配慮書、方法書、準備書及び事後調査報告書について、環境の保全の見地からの意見を市長に提出することができます。意見書には、できるだけ具体的に記載してください。意見書の提出に際して、配慮書等の各図書は、各縦覧場所や浜松市ホームページに掲載します。

説明会への参加

方法書、準備書手続において、図書の縦覧期間中に、事業者による説明会を開催します。事業地近辺で開催しますので、ぜひご参加いただき、ご意見・ご質問を意見書として提出してください。

公聴会への参加

準備書手続において、事業者による見解書の提出後、市長の意見を作成する前に、公聴会を開催する場合があります。準備書に係る事業者の見解等について意見を陳述することができます。

【問い合わせ先】

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

電話:053-453-6146 FAX:050-3606-4345 E-mail:kankyoku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページ:<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

トップページ ▶ くらし・手続 ▶ 環境 ▶ 環境影響評価(環境アセスメント)

発行:平成28年3月
修正:令和2年4月

浜松市における環境影響評価制度の対象事業

➤ 環境影響評価法 対象事業

①（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）

※浜松市から湖西市を通り、豊橋市へとつながる道路のうち、静岡県区間を対象としたもの

都市計画決定権者	浜松市、静岡県	計画地	起点：浜松市浜名区 終点：静岡県と愛知県の県境
対象事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設	対象事業の規模	延長：13km ※愛知県区間：13km
手 続 状 況			
配慮書	2021. 12. 23 提出 → 2022. 3. 8 市長意見		
方法書	2024. 7. 3 提出		
今後の流れ	方法書審査		
備考	事業者に代わり、都市計画決定権者が環境影響評価手続きを行う。		

②（仮称）浜松陸上風力発電事業

事業者	浜松陸上風力発電株式会社	計画地	天竜区
対象事業の種類	電気工作物の設置(風力)	対象事業の規模	出力 最大 50,400kW 基数 最大 12 基
手 続 状 況			
配慮書	2022. 10. 3 提出 → 2022. 12. 5 市長意見		
今後の流れ	方法書提出（時期未定）		

③（仮称）浜松市沖洋上風力発電事業

事業者	浜松洋上風力発電合同会社	計画地	浜松市沿岸海域
対象事業の種類	電気工作物の設置(風力)	対象事業の規模	出力 最大 625,000kW 基数 最大 66 基
手 続 状 況			
配慮書	2022. 10. 31 提出 → 2022. 11. 25 市長意見 → 2023. 1. 20 県知事意見		
今後の流れ	方法書提出（時期未定）		

➤ 浜松市環境影響評価条例 対象事業

①浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業

事業者	浜松市（天竜清掃事業所）	計画地	天竜区青谷
対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設 （ごみ焼却施設）	対象事業の規模	焼却施設 399t/日 （破砕施設 64t/日も設置）
手 続 状 況			
方法書（県条例）	2014. 10. 20 提出 → 2014. 12. 26 市長意見 → 2015. 3. 10 県知事意見		
準備書～評価書	2017. 1. 16 準備書提出 → 2017. 6. 15 市長意見 → 2017. 9. 29 評価書提出		
事後調査計画書	2018. 1. 29 提出 → 2018. 2. 28 市長意見		
事後調査報告書 1	2019. 5. 17 提出（調査時期：2018 年度）		
事後調査報告書 2	2021. 5. 13 提出（調査時期：2019～2020 年度）		
工事完了届	2024. 4. 1		
事後調査報告書 3	2024. 6. 11 提出（調査時期：2021～2023 年度）		
今後の流れ	事後調査報告書 3 審査 供用開始後の事後調査実施		

②（仮称）青谷コース新設事業

事業者	スズキ（株）	計画地	天竜区青谷（①の南側）
対象事業の種類	工業団地の造成	対象事業の規模	面積 53.36ha
手 続 状 況			
方法書（県条例）	2015. 3. 31 提出 → 2015. 6. 18 市長意見 → 2015. 8. 17 県知事意見		
準備書～評価書	2017. 7. 31 準備書提出 → 2018. 2. 6 市長意見 → 2018. 5. 10 評価書提出		
事後調査計画書	2019. 5. 31 提出 → 2019. 6. 28 市長意見		
今後の流れ	工事着手（時期未定）		

③一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

事業者	国土交通省	計画地	天竜区水窪町～佐久間町
対象事業の種類	高規格幹線道路の新設	対象事業の規模	道路延長 約 14.4km
手 続 状 況			
方法書（県条例）	2014. 9. 12 提出 → 2014. 12. 24 市長意見 → 2015. 3. 13 県知事意見		
準備書～評価書	2017. 7. 31 準備書提出 → 2018. 6. 4 市長意見 → 2018. 10. 23 評価書提出		
事後調査計画書	2022. 3. 30 提出 → 2022. 4. 28 市長意見		
今後の流れ	工事着手（時期未定）		

➤ 令和 5 年度廃止手続きが行われた事業

①（仮称）天竜風力発電事業

事業者	JR 東日本エネルギー 開発（株）	計画地	天竜区佐久間町及び水窪町
対象事業の種類	電気工作物の設置(風力)	対象事業の規模	出力 最大 60,000kW 基数
手 続 状 況			
配慮書	2019. 8. 21 提出 → 2019. 10. 18 市長意見		
方法書	2021. 1. 13 提出 → 2021. 7. 26 市長意見		
事業廃止	2023. 6. 15 通知		

②（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業

事業者	株式会社シーテック	計画地	天竜区佐久間町及び龍山町
対象事業の種類	電気工作物の設置(風力)	対象事業の規模	出力 最大 75,000kW
手 続 状 況			
配慮書	2019. 8. 29 提出 → 2019. 10. 18 市長意見		
方法書	2020. 6. 15 提出 → 2020. 11. 26 市長意見		
準備書	2022. 10. 27 提出 → 2023. 3. 31 市長意見		
事業廃止	2023. 9. 20 通知		

（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間） 環境影響評価方法書手続きについて

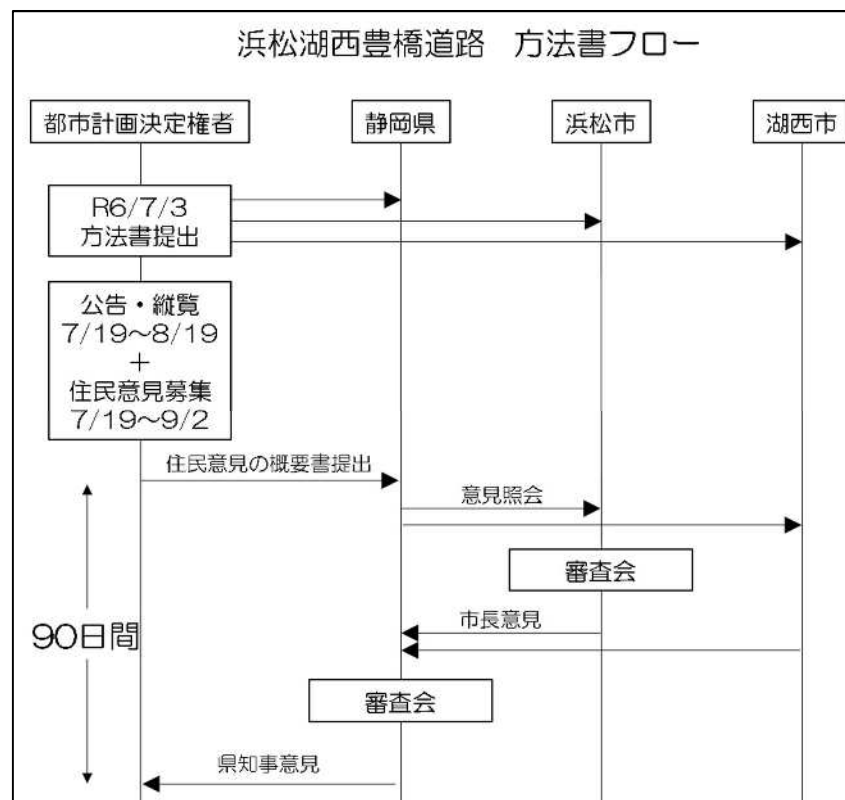
都市計画決定権者	浜松市（浜松市内） 静岡県（湖西市内）
事業の場所	始点：浜松市浜名区 終点：静岡県と愛知県の県境
都市計画対象事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設
過去の流れ	令和 3 年 12 月 計画段階環境配慮書（配慮書）提出 令和 4 年 3 月 浜松市長意見 令和 4 年 7 月 通知「浜松湖西豊橋道路の都市計画決定について」発出 （以降の手続きを都市計画決定権者が実施）

○環境影響評価方法書とは

環境影響評価における各項目（動植物、生態系、水環境、景観…）について、以下のような計画を示した図書

- ・調査の手法
- ・工事中・供用開始後の環境への影響を予測する手法
- ・予測に対する評価を行う手法

都市計画決定権者は、方法書手続きの過程で説明会を開催し、広く環境保全の見地からの意見を聴き、県知事意見等も踏まえて環境影響評価の手法を決定する。



(仮称) 浜松湖西豊橋道路(静岡県区間) 環境影響評価方法書

浜松市 都市整備部 都市計画課

1

説明内容

○事業概要と環境影響評価手続きの流れ

○環境影響評価方法書の内容について

- ・ 地域特性
- ・ 計画段階環境配慮書についての意見と見解
- ・ 環境影響評価の項目
- ・ 調査・予測・評価の手法

2

浜松湖西豊橋道路について

- ◆ **浜松湖西豊橋道路**は、静岡県浜松市浜名区と愛知県豊橋市を結ぶ延長約26km の道路であり、三ヶ日JCTと三河港区域を相互に連絡するとともに、東名高速道路及び新東名高速道路、三遠南信自動車道及び名豊道路（一般国道23号）等と合わせて広域道路ネットワークを形成します。
- ◆ このうち、静岡県区間である**三ヶ日JCTから静岡県・愛知県県境までの延長約13km**を都市計画として定めるため、**浜松市域の区間を浜松市が、湖西市域の区間を静岡県が、それぞれ都市計画手続きを進めて参ります。**
- ◆ また、環境影響評価法に基づき、一定規模以上の事業を都市計画に定める場合は、都市計画手続きとあわせて、**都市計画決定権者（静岡県・浜松市）が環境影響評価の手続きを行います。**



3

事業の目的

- ◆ 本事業は、三遠地域（静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市）内の交流を促進するとともに、地域内の**物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化**等に寄与する事を目的としています。

物流 速達性、定時性の向上による物流支援 三河港と高速道路 IC を結び時間短縮が見込まれ高速道路へのアクセス性が向上するとともに、市街地等の道路の渋滞等を回避し定時性に寄与します。	防災 災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送 津波浸水域や液状化が想定される地域を回避または橋梁構造とすることで、大規模災害の影響を受けにくく、円滑な救援等の活動や支援物資の輸送の確実性に寄与します。
観光 広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進 豊橋・三河港地域と他の地域の主要な観光圏域の相互アクセス性の向上が見込まれ、観光地間の移動がしやすくなります。	事故 生活交通の安全な走行環境 現道の幹線道路や市街地からの大型車交通の削減が期待でき、物流交通と生活交通が分離されることで交通安全に寄与します。

4

事業の特性

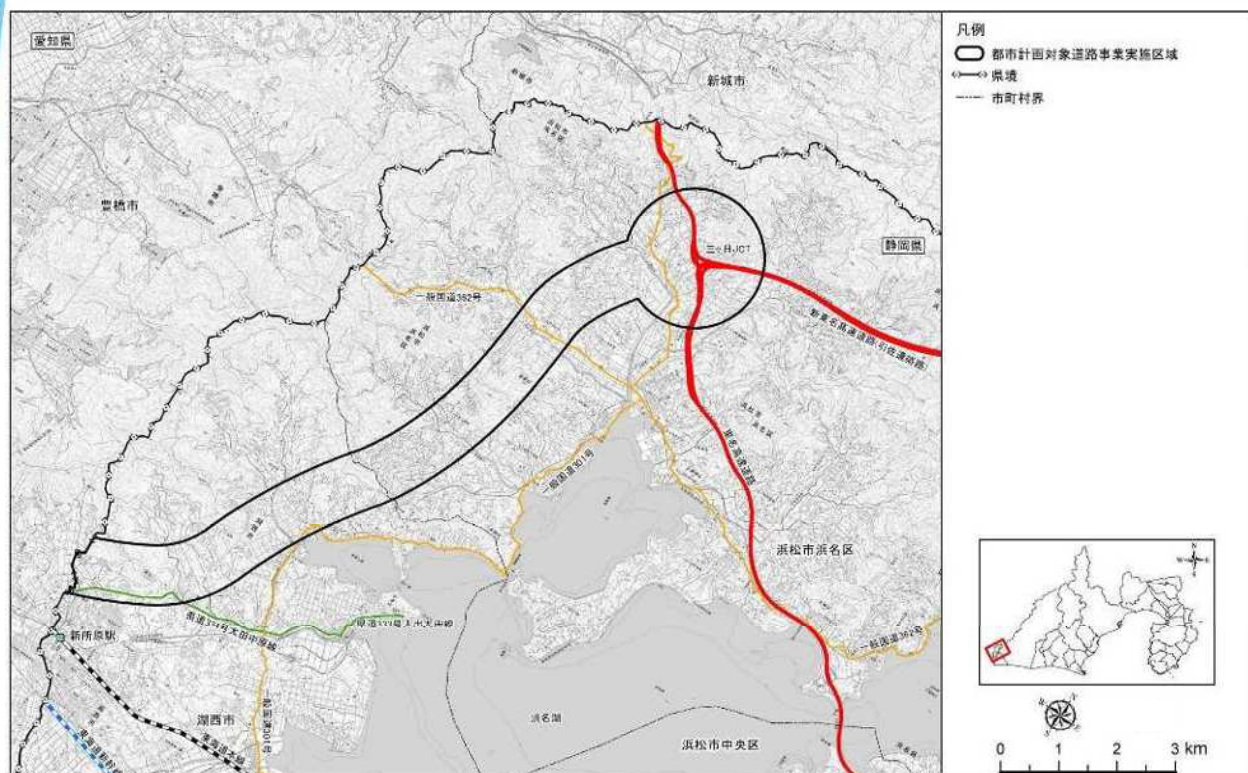
》 都市計画対象道路事業の概要（事業特性）

都市計画対象道路事業の名称	（仮称）浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）※
都市計画決定権者の名称	静岡県 浜松市
都市計画対象道路事業の種類	高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設
起終点	起点：静岡県浜松市 終点：静岡県と愛知県の県境
規模	延長：約13km
車線の数	4車線
設計速度	80km/h
構造の概要	地表式、掘割式、嵩上式及び地下式

※都市計画道路名としては仮称となります。

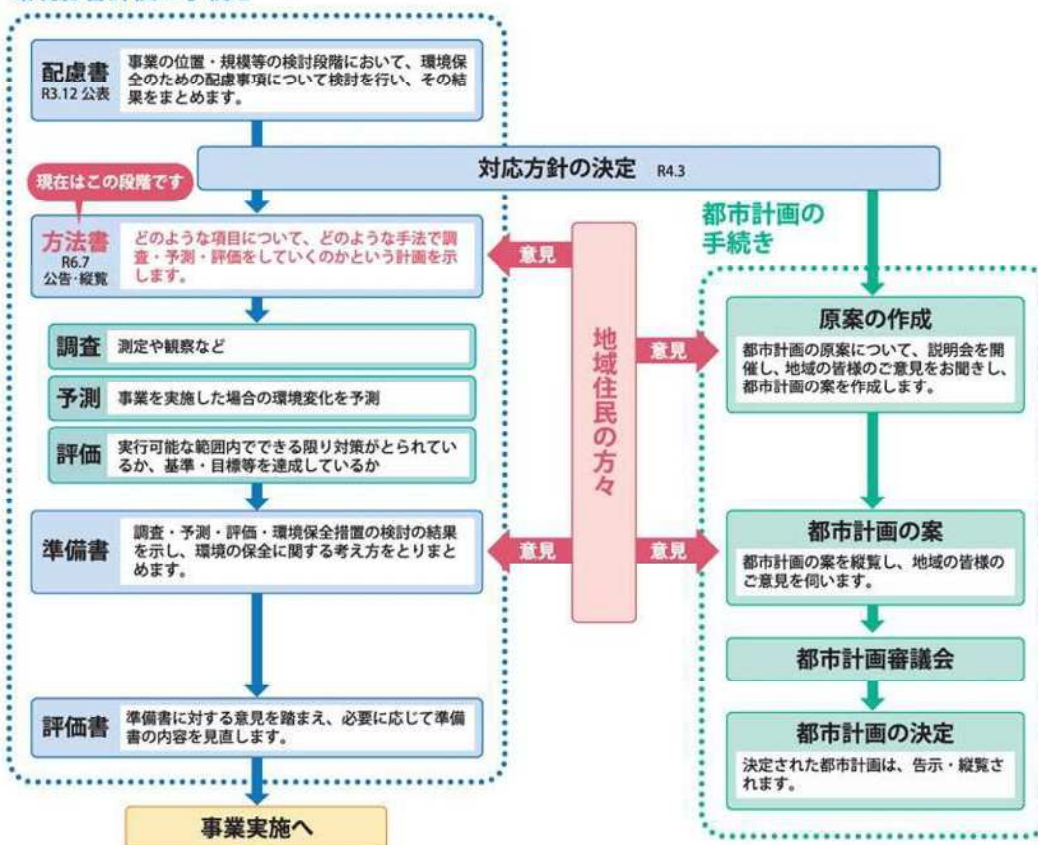
事業の特性

》 都市計画対象道路事業実施区域の位置



都市計画決定と環境影響評価の流れ

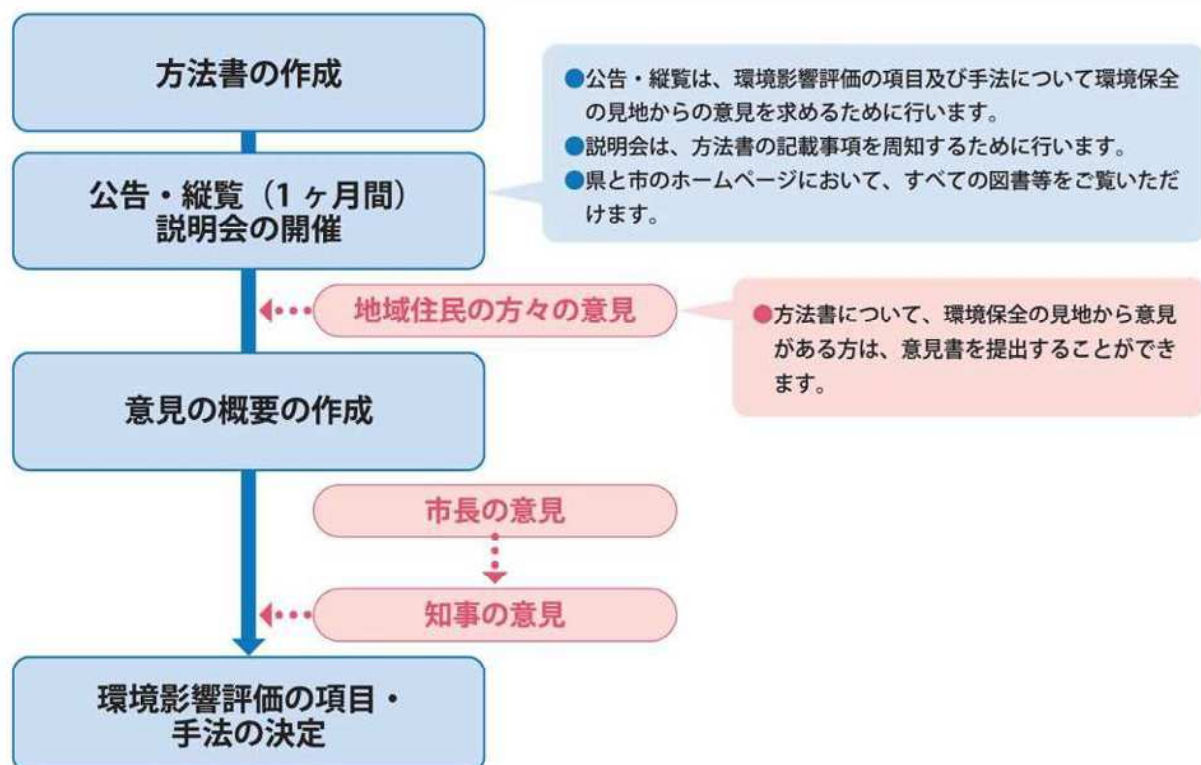
環境影響評価の手続き



7

環境影響評価 (環境アセスメント) とは

環境影響評価の項目・手法の決定までの流れ



8

縦覧等について

》 「環境影響評価方法書」の縦覧について

縦覧期間 令和6年7月19日(金)～8月19日(月)[土曜・日曜及び祝日を除く]
午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

●静岡県交通基盤部都市局都市計画課	●浜松市三ヶ日支所
●浜松市都市整備部都市計画課	●湖西市都市整備部都市計画課
●浜松市環境部環境政策課	

インターネットによる公表

●静岡県都市計画課ホームページ
<http://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1040486/1029708.html>
●浜松市都市計画課ホームページ
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>
※ホームページ上では、期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧可能です。

縦覧等について

》 「意見書」の提出について

01. 提出期限 令和6年9月2日(月)必着

02. 提出先

①〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課
②〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所 都市整備部 都市計画課
③〒431-0492 湖西市吉美3268番地 湖西市役所 都市整備部 都市計画課

※郵送の場合は上記①～③のいずれかに提出ください。
※持参の場合はすべての縦覧場所で提出することができます。

03. 提出方法

- 郵送又は持参による書面での提出
- 静岡県ふじのくに電子申請サービスによる提出
https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12124
- 電子メールによる提出(浜松市)
toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

04. 意見書に記載が必要な事項

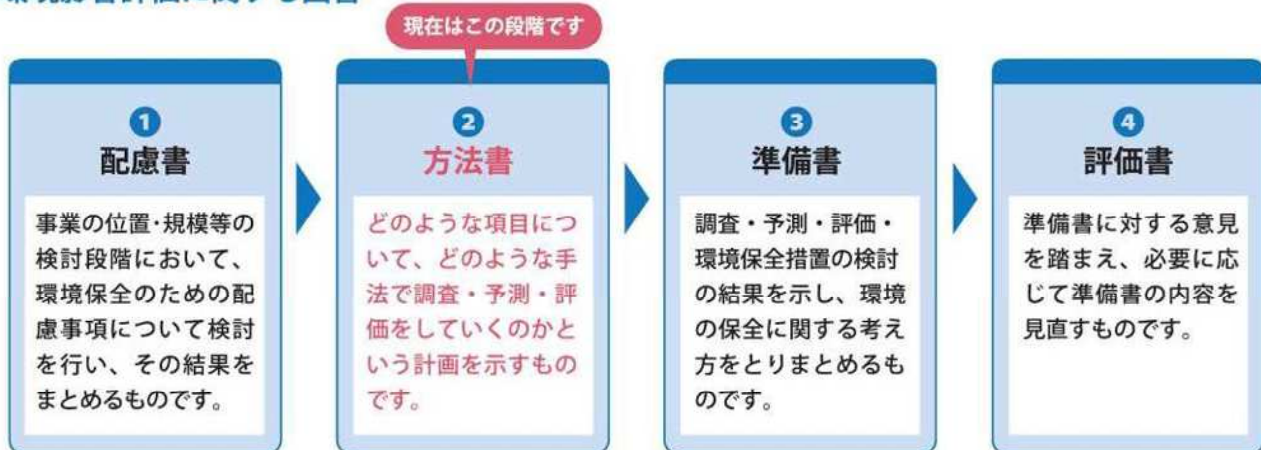
- A. 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - B. 意見書の提出の対象である方法書の名称(「(仮称)浜松湖西豊橋道路(静岡県区間)環境影響評価方法書」と記載)
 - C. 方法書についての環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含めて日本語で記載してください。)
- ※意見書については、指定の様式はございませんが、縦覧場所や県・市ホームページより参考様式をご利用いただけます。

環境影響評価（環境アセスメント）とは

》 環境影響評価（環境アセスメント）とは

- ◆ 事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、より良い事業計画（都市計画）を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価に関する図書



11

説明内容

○事業概要と環境影響評価手続きの流れ

○環境影響評価方法書の内容について

- ・ 地域特性
- ・ 環境影響評価の項目
- ・ 調査・予測・評価の手法

12

地域特性

》 地域の概要（調査区域の地域特性）

- ◆ 事業実施区域及びその周囲（調査区域）の自然的状況及び社会的状況について、既存の文献等を調査しました。

自然的状況

- 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）については、一般環境大気測定局2局で調査が行われており、すべての測定局で環境基準を達成しています。
- 騒音については、一般環境騒音では環境基準を達成しており、道路交通騒音では測定を実施しているすべての地点で環境基準を下回っています。なお、振動については、調査区域において測定は行われていません。
- 動物・植物については、環境省や静岡県レッドリスト等に該当する重要な種が、動物では哺乳類26種、鳥類111種、両生類14種、爬虫類8種、魚類56種、昆虫類156種、底生動物34種、クモ類8種、陸産貝類47種、植物では638種確認されています。また、動物の注目すべき生息地が4箇所、植物の重要な植物群落等が28件存在します。

社会的状況

- 周囲の土地利用現況としては、建物用地、山林、畑・その他農用地が同程度の割合を占めます。
- 主要な道路としては、東名高速道路、新東名高速道路（連絡道）、国道301号、国道362号等があります。
- 周囲には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が、多数分布しています。

13

地域特性

1. 自然的状況〔生活環境（大気質）二酸化窒素（NO₂）〕

- ◆ 二酸化窒素（NO₂）につきましては、令和4年度における1日平均値の年間98%値は0.013ppmとなっており、環境基準を達成しています。

3) 二酸化窒素（NO₂）

令和4年度の測定結果は表4-1-6に、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の経年変化は、表4-1-7及び図4-1-6に示すとおりです。

令和4年度における1日平均値の年間98%値は0.013ppmとなっており、環境基準を達成しています。過去5年間の1日平均値の年間98%値は、概ね横ばい傾向にあります。

表4-1-6 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

No.	種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	1日平均値の年間98%値	環境基準との比較
			日	時間	ppm	ppm	日	ppm	達成・非達成
1	一般局	三ヶ日	-	6,000以上	0.006	-	-	0.013	○
2		湖西市役所	-	6,000以上	0.005	-	-	0.013	○

表4-1-7 二酸化窒素の経年変化（1日平均値の年間98%値）

No.	測定局	年度				
		平成30年度	令和元年度（平成31年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	三ヶ日	0.016	0.016	0.013	0.013	0.013
2	湖西市役所	0.017	0.020	0.016	0.015	0.013

地域特性

1. 自然的狀況〔生活環境(大氣質)浮遊粒子狀物質(SPM)〕

- ◆ 浮遊粒子状物質(SPM)につきましては、令和4年度において1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超過した時間及び1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日はなく、1日平均値2%除外値は三ヶ日観測局、湖西市役所とも、環境基準を達成しています。

4) 浮游粒子状物質 (SPM)

令和4年度の測定結果は表4-1-8に、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の経年変化は表4-1-9及び図4-1-7に示すとおりです

令和4年度において1時間値が0.20mg/m³を超過した時間及び1日平均値が0.10mg/m³を超えた日はなく、1日平均値の2%除外値は三ヶ日観測局が0.022mg/m³、湖西市役所測定局が0.027mg/m³となっており、環境基準を達成しています。

過去5年間の1日平均値の2%除外値は、減少傾向にあります。

表 4-1-8 浮遊粒子状物質の測定結果（令和 4 年度）

No.	種別	測定局	有効測定日数	測定時間	年度平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	1日平均 値が 0.10 mg/m ³ を 超えた 日数	環境基準 との比較 (短期的)	日平均 値の2% 除外値	1日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準 との比較 (長期的)
			日	時間	mg/m ³	時間	日	達成・非達成	mg/m ³	達成・非達成	
1	一般局	三ヶ日	-	6,000 以上	0.009	-	-	-	0.022	-	○
2		湖西市役所	-	6,000 以上	0.013	-	-	-	0.027	-	○

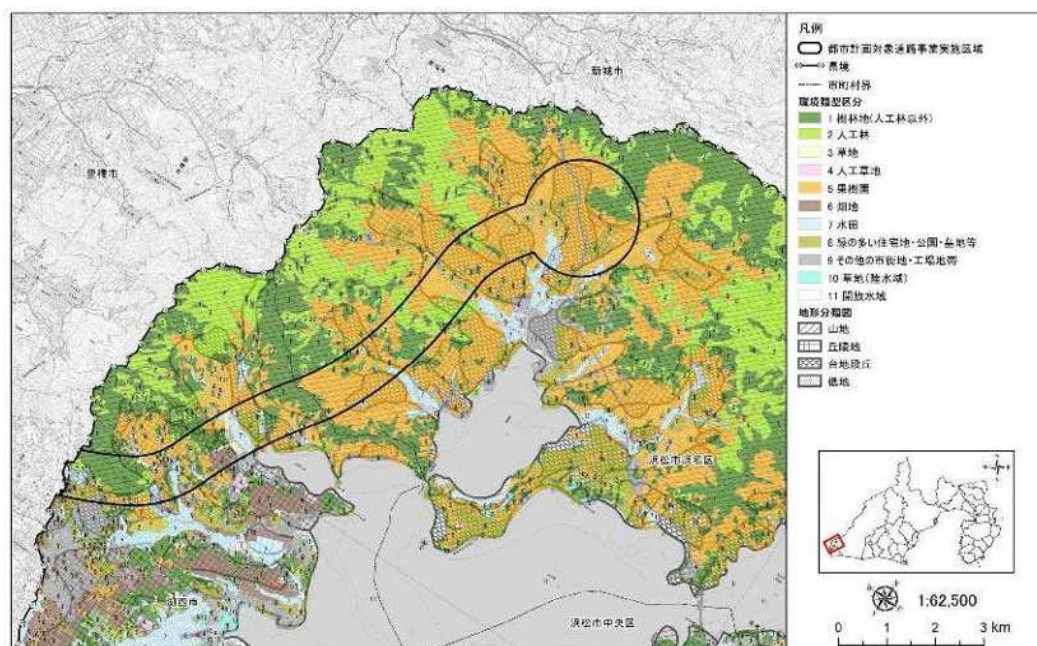
4-1-14

15

地域特性

1. 自然的状況〔自然環境（地形・地質・動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの場）〕

- ◆ 事業実施区域及びその周辺は、奥浜名湖をとりまく山地、丘陵地となっており、果樹園や植林地、二次林が広がっています。



注1)「第8回」熱帯気候保全基礎調査報告書、「第7回」自然環境保全基礎調査報告書調査。(海浜省自然環境再生推進センターホームページ)及び「第9分の1部急死防止対策」以基本調査。地研会編「国」国土交通省国土水

图 4-1-28 自然环境类型区分

4-1-117

16

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目 (1/2)

- ◆ 浜松湖西豊橋道路に係る環境影響評価の項目については、国土交通省令に基づき、静岡県及び浜松市の環境影響評価指針を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて以下のとおり選定しました。

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削工事の実施	トンネル工事	道路の存在	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路高上式(橋)の存在	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	●	●									○ 住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられます。
			浮遊粒子状物質	○	○									住居等が存在するため、工事の実施に係る粉じん等による影響が考えられます。
		騒音	騒音	○	○									○ 住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る騒音による影響が考えられます。
			振動	○	○									○ 住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る振動による影響が考えられます。
	水環境	水質	低周波音											● 住居等が存在し、かつその周辺の対象道路のうち一部の区間について高上式(橋もしくは高架構造)で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る低周波音による影響が考えられます。
			水の濁り				●							公共用水域が存在するため、工事の実施に係る水質(水の濁り)への影響が考えられます。
		地下水の水位	地下水の水位						■	■	■			住居等が存在し、かつその周辺の対象道路のうち一部の区間について地表式又は掘削式、地下式で計画しているため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る地下水の水位に対する影響が考えられます。
			河川の変化						■	■	■			住居等が存在し、かつその周辺の対象道路のうち一部の区間について地表式又は掘削式、地下式で計画しているため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る河川の変化に対する影響が考えられます。
	土壌に係る環境その他の環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質				○				○			重要な地形及び地質が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な地形及び地質への影響が考えられます。
			日照阻害									○		住居等が存在し、かつ対象道路のうち一部の区間について高上式(橋もしくは高架構造)で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る日照阻害の影響が考えられます。

注) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“■”印は静岡県環境影響評価技術指針及び浜松市環境影響評価技術指針に示されている項目
“太枠”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

17

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目 (2/2)

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削工事の実施	トンネル工事	道路の存在	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路高上式(橋)の存在	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		●				○	●		○	●		重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る動物(重要な種)への影響が考えられます。
								○	●		○	●		重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る植物(重要な種)への影響が考えられます。
	植物	重要な種及び群落						○	●		○	●		重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る植物(重要な種)への影響が考えられます。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	地域を特徴づける生態系		●				○	●		○	●		地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る生態系(地域を特徴づける生態系)への影響が考えられます。
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●			○			主要な眺望点及び景観資源が存在し、なおかつ県立自然公園を通過するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な眺望景観への影響が考えられます。
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●			○			主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、なおかつ県立自然公園を通過するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。
	文化財							■			■			文化財保護条例等に基づく指定文化財及び埋蔵文化財が存在するため、工事の実施に係る文化財への影響が考えられます。また、土地又は工作物の存在及び供用に係る日照阻害、地下水の変化、排気ガスによる植物の天然記念物への影響が考えられます。
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物				○								工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施に係る廃棄物等の影響が考えられます。
	温室効果ガス等(地球環境)	温室効果ガス等		■										工事の実施に伴い温室効果ガス等(二酸化炭素)が発生するため、工事の実施に係る温室効果ガス等の影響が考えられます。

注) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“■”印は静岡県環境影響評価技術指針及び浜松市環境影響評価技術指針に示されている項目
“太枠”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

18

調査・予測・評価の手法

調査・予測の手法（1/4）

- ◆ 環境影響評価の項目ごとの調査・予測の手法の概要は、次のとおりです。調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を選定します。

環境要素	調査の手法			予測の手法等	影響要因
	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間		
大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度）；大気の汚染に係る環境基準に規定される測定方法	大気質の状況；住居等が存在する地域において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所 気象の状況；調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所	大気質の状況・気象の状況；春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定	拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測	工事の実施 道路の供用
大気質（粉じん等）	大気質の状況（騒音レベル）；騒音に係る環境基準に規定される測定方法等	騒音の状況（騒音レベル）；住居等が存在する地域において、調査地域を代表する騒音の状況が得られる箇所	騒音の状況（騒音レベル）；1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の予測に必要な時間帯	事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測	工事の実施
騒音	騒音の状況（騒音レベル）；騒音に係る環境基準に規定される測定方法等	騒音の状況（騒音レベル）；住居等が存在する地域において、調査地域を代表する騒音の状況が得られる箇所	騒音の状況（騒音レベル）；1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日に、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回の測定を4回以上行う	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測	工事の実施 道路の供用
振動	振動の状況（振動レベル）；振動規制法施行規則に規定される測定方法等	振動の状況（振動レベル）；住居等が存在する地域において、調査地域を代表する振動の状況が得られる箇所	振動の状況（振動レベル）；1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日に、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回の測定を4回以上行う	事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測	工事の実施 道路の供用
低周波音	住居等の位置；現地踏査による目視	住居等の位置；道路構造が橋もしくは高架であり、影響範囲内に住居等の保全対象が立地又は立地が計画されている地域において、住居等の位置が把握できる箇所	住居等の位置；住居等の位置を適切に把握できる時期	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音レベルを予測	道路の供用

19

調査・予測・評価の手法

調査・予測の手法（2/4）

環境要素	調査の手法			予測の手法等	影響要因
	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間		
水質（水の濁り）	水質の状況（浮遊物質の濃度、濁度）；水質汚濁に係る環境基準に規定される測定方法等 水象の状況（流量、流速）；「水質調査方法」等に規定される方法等	公共用水域のうち、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置を予定している水域において、水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる地点	水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）	類似事例を用いて推定する方法により水の濁りの程度を予測	工事の実施
地下水の水位	地下水位の状況；地下水位、湧水量の観測調査等を実施	事業の実施により湧水量、地下水の利水等の状況が変化すると予想される地域において、これらの状況を適切に把握できる地点	湧水量、地下水の利水等の状況を適切に把握できる期間、時期（月1回以上、1年以上）	事例の引用又は理論的解析により地下水位、湧水量を予測	工事の実施 道路の存在
河川（河川の変化）	河川の流量、湧水の分布の状況；河川流量、湧水量の観測調査等を実施	事業の実施により河川の流量、河川の利水及び水面利用等の状況が変化すると予想される地域において、これらの状況を適切に把握できる地点	河川の流量、河川の利水及び水面利用等の状況を適切に把握できる期間、時期（月1回以上、1年以上）	事例の引用又は理論的解析により河川流量、利水及び水面利用等への影響の程度を予測	工事の実施 道路の存在
地形及び地質（重要な地形及び地質）	重要な地形及び地質の分布の状況；重要な地形及び地質の特性や変化を現地踏査により目視	事業実施区域及びその端部から1km程度を目安とし、その中で、重要な地形及び地質の特性及び変化を適切に把握できる地点	重要な地形及び地質の特性や変化を適切に把握できる時期	土地の改変範囲と重要な地形及び地質の分布範囲の重ね合わせにより重要な地形地質の変化を予測	工事の実施 道路の存在
日照障害	土地利用及び地形の状況；現地踏査による目視	道路構造が高架構造の周辺地域において、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがある地域（冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲を含む地域）	土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期	日影図の作成により構造物による日影を予測	道路の存在

20

調査・予測・評価の手法

調査・予測の手法（3/4）

環境要素	調査の手法			予測の手法等	影響要因
	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間		
動物 （重要な種及び注目すべき生息地）	動物相及び重要な種等の状況：個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、個体の採取等の各動物に応じた方法等	事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とし、生息する動物を確認しやすい場所及び重要な種等が生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定	動物相及び重要な種等の状況を確認しやすい時期及び時間帯 ・哺乳類：春,夏,秋,冬 ・一般鳥類：早春,春,夏,秋,冬 ・猛禽類：2営巣期 ・爬虫類・両生類：早春,春,夏,秋 ・魚類：春,夏,秋 ・昆虫類：春,初夏,夏,秋 ・底生動物：早春,春,夏,秋 ・陸産貝類：春,夏,秋 ・クモ類：春,夏,秋	重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
植物 （重要な種及び群落）	植物相及び植生、重要な種等の状況：個体の目視や採取等の方法等	事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とし、生育する植物及び植生を確認しやすい場所及び重要な種・群落等が生育する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定	植物相及び植生の状況、重要な種等の生育の状況を確認しやすい時期 ・植物相：早春,春,夏,秋 ・植物群落：秋	重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在
生態系 （地域を特徴づける生態系）	動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況：「動物」「植物」に同じ			注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間等及びその程度を把握し、生態系等に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測	工事の実施 道路の存在

21

調査・予測・評価の手法

調査・予測の手法（4/4）

環境要素	調査の手法			予測の手法等	影響要因
	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間		
景観 （主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観の状況：写真撮影等	事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲を目安とし、その範囲において、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点	主要な眺望点の利用状況及び景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法による変化の程度を予測	工事の実施 道路の存在
人と自然との触れ合いの活動の場 （主要な人と自然との触れ合いの活動の場）	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況等：写真撮影等	事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点	主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び利用状況を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯	主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測	工事の実施 道路の存在
文化財	文化財及び文化財の周囲の状況：既存資料調査及び現地踏査による目視	事業の実施により文化財に影響を及ぼすと予想される地域において、文化財の状況を適切に把握できる地点	調査地域における文化財の状況を適切に把握できる時期	対象事業の計画をもとに文化財の消滅の有無及び改変の程度を予測	工事の実施 道路の存在
廃棄物等	既存資料調査を基本とする			事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測	工事の実施
地球環境 （温室効果ガス）	既存資料調査を基本とする			工事の実施に伴う温室効果ガスの発生量を予測	工事の実施

22

》 評価の手法

●回避又は低減に係る評価

事業を行った場合の環境への影響について、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全への配慮が適正になされているかどうかについて評価します。

●基準又は目標との整合性の検討

法令等で定められている基準又は目標と、調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。

庁内からの事前意見に対する見解

参考資料

No.	所属	セクション	内容	回答
1	カーボンニュートラル推進事業本部	要約書 4-9 8-27	表 4-3(4)、表 8-3(23) 浜松市では「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和 3 年 4 月、浜松市)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 30%削減する目標を設定しています ↓ 浜松市では「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(令和 6 年 4 月、浜松市)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 52%削減する目標を設定しています	準備書で修正します。
2	文化財課	4-1-103 (表4-1-51(7))	文化財保護法に基づく国指定文化財のみが選定基準となっているが、配慮書に対する意見に記載したとおり県指定及び市指定の文化財についても加えてください。 マンサクには県指定天然記念物「鵜代のマンサク」があります。	「重要な植物群落等」で整理・把握しており、県指定天然記念物「鵜代のマンサク」はp.4-1-114 (表4-1-54)に記載しています。
3	文化財課	4-1-109 (表4-1-51(13))	上記に同じ。 「玉洞寺のサザンカ」をツバキ科・サザンカで追加してください。	「重要な植物群落等」で整理・把握しており、市指定天然記念物「玉洞寺のサザンカ」はp.4-1-114 (表4-1-54)に記載しています。
4	文化財課	4-1-125 (表4-1-60(1))	乎那の峯は規定根拠AではなくEとしてください。	根拠A及びEどちらにも該当すると考えられるため、準備書で修正します。
5	文化財課	4-1-125 (表4-1-60(1))	姫街道全域を景観に含めてください。石碑や墓所が含まれるのであれば、配慮書意見時に提出した指定文化財は全件含めてください。	景観資源については、道路環境影響評価の技術手法の記載に基づき、文化財のうち名勝を選定しています。

庁内からの事前意見に対する見解

参考資料

No.	所属	セクション	内容	回答
6	文化財課	4-1-128 (表4-1-61(1))	人と自然とのふれあいの活動の場として「大福寺」があるが選定基準は何か？摩訶耶寺は含まれないのか？	出典資料：パンフレット「浜松・浜名湖の旅サポートブック」に「大福寺」は桜の見どころと記載があるため、人と自然とのふれあいの活動の場として選定しました。 ただし、道路環境影響評価の技術手法では、人と自然とのふれあいの活動の場については「名勝」を含むとされているため、「摩訶耶寺」も追加で選定し、準備書で修正します。
7	文化財課	4-2-69 (26)	・(26)の6行目「浜松地域遺産認定制度」…「、認定」、下から8行目「、市認定史跡が2件」、下から5行目「、市認定有形文化財(建造物)が1件」 - 下から4行目「、市認定有形民俗文化財が1件」 - 下から3行目「、市認定無形民俗文化財が1件」 - 下から2行目「、市認定文化的景観が1件」 については削除してください。 ・下から4行目の市指定有形民俗文化財は2件→1件に修正。	準備書で修正します。
8	文化財課	4-2-69 (26)	未指定ですが「姫街道」そのものがこの地域の歴史的に重要な景観になりますので、実施にあたり配慮が必要と考えます。	「姫街道」については未指定であるため、文化財や景観資源としては記載していません。ただし、姫街道周辺に分布する文化財については方法書に記載しています。
9	文化財課	4-2-70・71 (表4-2-39(1)(2))	所在地に地番があるものといないのであるの統一してください。大字までなのか、小字名、地番までなのか？国有林はどこまで記載するのか？ 以下は現在の記載に関する訂正箇所。	所在地については出典の記載とおりです。必要に応じて、準備書で修正します。
10	文化財課	4-2-70 (表4-2-39(1))	佐久米経塚の所在地を「浜名区三ヶ日町佐久米 <u>668-1</u> 」へ修正。	所在地については出典の記載とおりです。必要に応じて、準備書で修正します。
11	文化財課	4-2-70 (表4-2-39(1))	佐久城所在地を「浜名区三ヶ日町都筑字西山3457-1他」へ修正。	所在地については出典の記載とおりです。必要に応じて、準備書で修正します。
12	文化財課	4-2-70 (表4-2-39(1))	乎那の峯の所在地「浜名区三ヶ日町鶴代 <u>916-1</u> 他」へ修正。	所在地については出典の記載とおりです。必要に応じて、準備書で修正します。

庁内からの事前意見に対する見解

参考資料

No.	所属	セクション	内容	回答
13	文化財課	4-2-70・71 (表4-2-39(1)(2)) 表4-2-20(1)・(2)	認定文化財については一覧、位置図から削除してください。	準備書で修正します。
14	文化財課	4-2-71 (表4-2-39(2))	No.7は景観ではないため削除(有形民俗文化財 服部正信並びに友清能楽関係資料)	準備書で修正します。
15	文化財課	4-2-71 (表4-2-39(2))	No.4 正式名称: 摂社天羽槌雄神社へ修正してください。	県の文化財課からは、「浜名惣社神明宮」と記載するように意見があり、また、資料によって表記が異なっていますので、表記については相談させていただき、準備書で修正します。
16	文化財課	-	該当頁はないが、名勝庭園の池の水位低下が現時点で問題となっており、特に大福寺庭園については近年の開発工事との関連も疑われるため影響を極力回避又は低減していただきたい。	地下水の水位については、静岡県環境影響評価技術指針、浜松市環境影響評価技術指針を踏まえて適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
17	文化財課	4-2-74~4-2-81	埋蔵文化財は「指定」ではなく「周知」されるものなので、文言の修正をお願いします(4-2-74) 事業計画区域内に「日比沢北山遺跡」が該当しておりますので、対象遺跡に加えてください(4-2-76・4-2-81)	文言の修正については、準備書で修正します。 「日比沢北山遺跡」については、図面の縮尺の関係で事業実施区域の実線と重なっているように見えますが、事業実施区域の外に位置しています。